

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	地方税に関する事務の特定個人情報保護評価（全項目評価）の実施結果について
--------	--------------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇新宿区特定個人情報保護評価の実施に関する要綱第5条第1項第6号

事業の概要

事業名	地方税に関する事務の特定個人情報保護評価（全項目評価）の実施結果について						
担当課	総務部税務課						
目的	新宿区特定個人情報保護評価の実施に関する要綱第5条第1項第6号の規定に基づき、パブリック・コメント及び第三者点検での意見等を反映させた特定個人情報保護評価書を、特定個人情報保護委員会へ提出前に、本審議会へ報告する						
対象者	—						
事業内容	<p>1 概要</p> <p>特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第5項の規定に基づき、特定個人情報保護評価書（以下「評価書」という。）を特定個人情報保護委員会（内閣府の第三者機関）に提出する前に、パブリック・コメント及び個人情報の保護に関する学識経験のある外部の第三者による（以下「第三者点検」という。）での意見等を反映して、評価書の見直しを行った。</p> <p>特定個人情報保護評価とは、特定個人情報ファイルを取り扱う事務において、特定個人情報の漏えいその他の個人のプライバシー等に与えるリスクを分析し、そのリスクを軽減するために適切な措置を講じていることを評価書において宣言するものである。</p> <p>2 資料</p> <p>別紙1 素案からの変更箇所 新旧対照表 別紙2 地方税に関する事務の「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」（案）</p> <p>3 今後の予定</p> <table><tr><td>平成27年 11月4日（水）</td><td>個人情報保護審議会へ評価書を報告</td></tr><tr><td>11月中旬</td><td>特定個人情報保護委員会へ評価書を提出</td></tr><tr><td>11月下旬</td><td>評価書の公表</td></tr></table>	平成27年 11月4日（水）	個人情報保護審議会へ評価書を報告	11月中旬	特定個人情報保護委員会へ評価書を提出	11月下旬	評価書の公表
平成27年 11月4日（水）	個人情報保護審議会へ評価書を報告						
11月中旬	特定個人情報保護委員会へ評価書を提出						
11月下旬	評価書の公表						